

## 産業廃棄物保管場所の表示義務について

排出事業者においても産業廃棄物の保管場所について、その産業廃棄物の保管場所である旨を表示することが法律で定められております。

【廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 第7条の3、第7条の5、第8条】

コンテナやトンパック設置による産業廃棄物の保管場所については、保管場所の表示をお願いいたします。

**※不備がある場合は改善命令の対象となり、命令違反の場合、3年以下の懲役  
もしくは300万円以下の罰則があります。**

〈保管場所の掲示板について〉

① 寸法 60cm×60cm以上

② 表示する事項

- ・保管場所である旨
- ・廃棄物の種類
- ・管理者の氏名、名称、連絡先
- ・保管数量

※安全看板販売店で下記の看板の取り扱いがございます。

産業廃棄物保管場所	
廃棄物の種類	
数量 (積替及び処分の為の保管の場合)	
管理者	氏名 (又は名称)
	連絡先
保管の高さ (屋外で容器を用いずに保管の場合)	

産業廃棄物保管場所	
管理責任者名 (または名称)	
連絡先	
廃棄物保管の高さ (屋外で容器を用いずに保管の場合)	
廃棄物保管数量	
廃棄物の種類	